

令和5年第1回臨時市議会議案

岸和田市

令和5年第1回臨時市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第2号	専決処分の報告について	P. 1
議案第39号	専決処分の承認を求めるについて (岸和田市市税条例の一部改正について)	P. 13
議案第40号	専決処分の承認を求めるについて (令和5年度岸和田市一般会計補正予算(第1号))	P. 21
議案第41号	令和5年度岸和田市一般会計補正予算(第2号)	P. 45
議案第42号	令和5年度岸和田市上水道事業会計補正予算(第1号)	P. 49

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和5年5月16日提出

岸和田市長 永野耕平

専決処分第4号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和5年2月17日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	117,991円 (車両修繕費等)

専決処分第7号

岸和田市附属機関条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年4月24日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市附属機関条例の一部を改正する条例

岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市子ども・子育て会議の項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分第8号

岸和田市風致地区内における建築等の
規制に関する条例の一部改正について

岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を次の
とおり改正するものとする。

令和5年4月24日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する
条例

岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号中「第64条第1項ただし書」を「第64条第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和5年5月16日提出

岸和田市長 永野耕平

専決処分第5号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年3月31日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市市税条例の一部を改正する条例

岸和田市市税条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第12条中「第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第13条第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第22項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第23項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項を削る。

附則第14条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第16項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番

号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第37条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第38条の2を削り、附則第38条の2の2を附則第38条の2とする。

附則第38条の6第3項を削る。

附則第38条の7第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第39条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第42条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第50条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の岸和田市市税条例附則第38条の2及び第38条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第38条の7の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第37条の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議案第40号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和5年5月16日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第6号

令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度岸和田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,595,698千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月24日処分

岸和田市長 永野 耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		18,919,126	449,671	19,368,797
	02 国庫補助金	2,161,558	449,671	2,611,229
歳入合計		84,146,027	449,671	84,595,698

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		43,097,665	449,671	43,547,336
	02 児童福祉費	15,442,837	449,671	15,892,508
歳 出 合 計		84,146,027	449,671	84,595,698

各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	18,919,126	449,671	19,368,797
歳入合計	84,146,027	449,671	84,595,698

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
03 民生費	43,097,665	449,671	43,547,336
歳出合計	84,146,027	449,671	84,595,698

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
449,671	0	0	0	0
449,671	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	18,919,126	449,671	19,368,797
02 国庫補助金	2,161,558	449,671	2,611,229
02 民生費国庫補助金	1,131,288	449,671	1,580,959

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
02 児童福祉費補助金	449,671	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業費補助金 217,820 (子ども家庭課) 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費補助金 231,851 (子ども家庭課)

3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 02 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	43,097,665	449,671	43,547,336	449,671	0	0	0
02 児童福祉費	15,442,837	449,671	15,892,508	449,671	0	0	0
02 子ども・子育て支援費	10,182,986	231,851	10,414,837	231,851	0	0	0
03 母子福祉費	1,190,079	217,820	1,407,899	217,820	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
03 職員手当等	240	121100		03 職員手当等	240
10 需用費	220	子育て世帯生活支援特 別給付金支給事業 (子ども家庭課)	231,851	超過勤務手当	240
11 役務費	2,721			10 需用費	220
12 委託料	27,369			消耗品費	100
13 使用料及び賃 借料	951			印刷製本費	120
18 負担金、補助 及び交付金	200,350			11 役務費	2,721
				通信運搬費	1,562
				手数料	1,159
				12 委託料	27,369
				事業実施運営委託料	24,151
				システム管理・開発委託料	3,218
				13 使用料及び賃借料	951
				電算機器・システム使用料	951
				18 負担金、補助及び交付金	200,350
				補助金	200,350
01 報酬	152	120900		01 報酬	152
03 職員手当等	924	子育て世帯生活支援特 別給付金(ひとり親世 帯分)支給事業 (子ども家庭課)	217,820	会計年度任用職員報酬	152
10 需用費	170			03 職員手当等	924
11 役務費	1,706			超過勤務手当	924
12 委託料	1,218			10 需用費	170
18 負担金、補助 及び交付金	213,650			消耗品費	100
				印刷製本費	70
				11 役務費	1,706
				通信運搬費	226
				手数料	1,480
				12 委託料	1,218
				システム管理・開発委託料	1,218
				18 負担金、補助及び交付金	213,650
				補助金	213,650

1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,365	人 1	人 50	人 (1,607)	千円 1,545,887	千円 5,292,260	千円 3,943,522	千円 10,781,669	千円 1,986,024	千円 12,767,693	
補 正 前	1,365	1	50	(1,607)	1,545,735	5,292,260	3,942,358	10,780,353	1,986,024	12,766,377	
比 較	0	0	0	0	152	0	1,164	1,316	0	1,316	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

	区 分	超 過 勤 務 手 当
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	千円 296,287
	補 正 前	295,123
	比 較	1,164

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,365	人 1	人 50	千円	千円 5,292,260	千円 3,714,305	千円 9,006,565	千円 1,773,666	千円 10,780,231	
補 正 前	1,365	1	50		5,292,260	3,713,141	9,005,401	1,773,666	10,779,067	
比 較	0	0	0		0	1,164	1,164	0	1,164	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 296,287
	補 正 前	295,123
	比 較	1,164

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与			費	共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1,607)	千円 1,545,887	千円	千円 229,217	千円 1,775,104	千円 212,358	千円 1,987,462	
補 正 前	(1,607)	1,545,735		229,217	1,774,952	212,358	1,987,310	
比 較	0	152		0	152	0	152	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	千円 152	1	その他の増減分	千円 152	
職員手当	1,164	1	その他の増減分	超過勤務手当 1,164	

議案第41号

令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度岸和田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,219,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,815,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月16日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		19,368,797	1,460,765	20,829,562
	02 国庫補助金	2,611,229	1,460,765	4,071,994
19 繰入金		3,135,191	92,107	3,227,298
	01 基金繰入金	3,033,891	92,107	3,125,998
21 諸収入		1,959,363	△333,420	1,625,943
	04 雑入	1,608,173	△333,420	1,274,753
歳入合計		84,595,698	1,219,452	85,815,150

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		43,547,336	960,189	44,507,525
	01 社会福祉費	14,612,369	919,436	15,531,805
	02 児童福祉費	15,892,508	40,753	15,933,261
04 衛生費		9,034,984	259,263	9,294,247
	05 上水道費	252,140	259,263	511,403
歳 出 合 計		84,595,698	1,219,452	85,815,150

議案第42号

令和5年度岸和田市上水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度岸和田市上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度岸和田市上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
	収	入	
第1款 事業収益	4,142,987千円	△5,881千円	4,137,106千円
第1項 営業収益	3,756,018千円	△265,144千円	3,490,874千円
第2項 営業外収益	386,839千円	259,263千円	646,102千円
	支	出	
第1款 事業費用	4,001,674千円	4,202千円	4,005,876千円
第1項 営業費用	3,806,220千円	4,202千円	3,810,422千円

令和5年5月16日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	19,368,797	1,460,765	20,829,562
19 繰入金	3,135,191	92,107	3,227,298
21 諸収入	1,959,363	△333,420	1,625,943
歳入合計	84,595,698	1,219,452	85,815,150

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
03 民生費	43,547,336	960,189	44,507,525
04 衛生費	9,034,984	259,263	9,294,247
10 教育費	7,432,149	0	7,432,149
歳出合計	84,595,698	1,219,452	85,815,150

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
960,189	0	0	0	0
259,263	0	0	0	0
241,313	0	0	△241,313	0
1,460,765	0	0	△241,313	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	19,368,797	1,460,765	20,829,562
02 国庫補助金	2,611,229	1,460,765	4,071,994
01 総務費国庫補助金	177,775	1,460,765	1,638,540

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 総務管理費補助金	1,460,765	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,460,765 (企画課)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	3,135,191	92,107	3,227,298
01 基金繰入金	3,033,891	92,107	3,125,998
02 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	1,106,067	92,107	1,198,174

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	92,107	岸和田市ふるさと応援基金繰入金	92,107 (企画課)

(款) 21 諸収入 (項) 04 雑入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	1,959,363	△333,420	1,625,943
04 雑入	1,608,173	△333,420	1,274,753
03 雑入	1,606,121	△333,420	1,272,701

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
03 雑入	△333,420	学校給食費負担金	△333,420 (学校給食課)

3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	43,547,336	960,189	44,507,525	960,189	0	0	0
01 社会福祉費	14,612,369	919,436	15,531,805	919,436	0	0	0
12 生活困窮者自立支援費	51,128	919,436	970,564	919,436	0	0	0
02 児童福祉費	15,892,508	40,753	15,933,261	40,753	0	0	0
02 子ども・子育て支援費	10,414,837	40,753	10,455,590	40,753	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
01 報酬	911	126600		01 報酬	911
		物価高騰重点支援給付	919,436	会計年度任用職員報酬	911
03 職員手当等	200	金支給事業		03 職員手当等	200
		(福祉政策課)		超過勤務手当	200
08 旅費	19			08 旅費	19
				会計年度任用職員費用弁償	19
10 需用費	50			10 需用費	50
				消耗品費	50
11 役務費	17,336			11 役務費	17,336
				通信運搬費	4,023
12 委託料	45,600			手数料	13,313
				12 委託料	45,600
13 使用料及び賃借料	320			事業実施運営委託料	43,000
				システム管理・開発委託料	2,600
18 負担金、補助及び交付金	855,000			13 使用料及び賃借料	320
				電算機器・システム使用料	320
				18 負担金、補助及び交付金	855,000
				補助金	855,000
18 負担金、補助及び交付金	40,753	093300	40,753	18 負担金、補助及び交付金	40,753
		教育・保育施設運営支		補助金	40,753
		援事業			
		(子育て施設課)			

(款) 04 衛生費 (項) 05 上水道費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	9,034,984	259,263	9,294,247	259,263	0	0	0
05 上水道費	252,140	259,263	511,403	259,263	0	0	0
01 上水道施設費	252,140	259,263	511,403	259,263	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
27 繰出金	259,263	077700 上水道事業会計繰出事 業 (上下水道局総務課)	259,263	27 繰出金 繰出金	259,263 259,263

(款) 10 教育費 (項) 07 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	7,432,149	0	7,432,149	241,313	0	△241,313	0
07 保健体育費	2,234,901	0	2,234,901	241,313	0	△241,313	0
08 学校給食費	1,445,868	0	1,445,868	241,313	0	△241,313	0

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

上 水 道 事 業 会 計

令和5年度 上水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 事業収益			千円 4,142,987	千円 △ 5,881	千円 4,137,106	
	1 営業収益		3,756,018	△ 265,144	3,490,874	
		1 給水収益	3,554,317	△ 265,144	3,289,173	
	2 営業外収益		386,839	259,263	646,102	
		4 他会計補助金	54,640	259,263	313,903	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 事業費用			千円 4,001,674	千円 4,202	千円 4,005,876	
	1 営業費用		3,806,220	4,202	3,810,422	
		4 業務費	359,897	4,202	364,099	

収益的収入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 事 業 収 益	4,142,987	△ 5,881	4,137,106
項	1 営 業 収 益	3,756,018	△ 265,144	3,490,874

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 給 水 収 益	3,554,317	△ 265,144	3,289,173	1 給 水 収 益
計	3,756,018	△ 265,144	3,490,874	

(単位：千円)

節の金額	説	明
△ 265,144	給 水 収 益 水道料金の減額	△ 265,144 △ 60,260 千円 × 4ヶ月 × 1.10

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 事業収益			
項	2 営業外収益	386,839	259,263	646,102

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
4 他会計補助金	54,640	259,263	313,903	1 他会計補助金
計	386,839	259,263	646,102	

(単位：千円)

節の金額	説	明
259,263	水道料金減額に伴う一般会計繰入金	259,263

収益的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 事 業 費 用	4,001,674	4,202	4,005,876
項	1 営 業 費 用	3,806,220	4,202	3,810,422

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
4 業 務 費	359,897	4,202	364,099	16 委 託 料
計	3,806,220	4,202	3,810,422	

(単位：千円)

節の金額	説明	備考
4,202	料金システム改修費用	4,202

1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,365	人 1	人 50	人 (1,608)	千円 1,546,798	千円 5,292,260	千円 3,943,722	千円 10,782,780	千円 1,986,024	千円 12,768,804	
補 正 前	1,365	1	50	(1,607)	1,545,887	5,292,260	3,943,522	10,781,669	1,986,024	12,767,693	
比 較	0	0	0	(1)	911	0	200	1,111	0	1,111	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

	区 分	超 過 勤 務 手 当
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	千円 296,487
	補 正 前	296,287
	比 較	200

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,365	人 1	人 50	千円	千円 5,292,260	千円 3,714,505	千円 9,006,765	千円 1,773,666	千円 10,780,431	
補 正 前	1,365	1	50		5,292,260	3,714,305	9,006,565	1,773,666	10,780,231	
比 較	0	0	0		0	200	200	0	200	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 296,487
	補 正 前	296,287
	比 較	200

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与			費	共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1,608)	千円 1,546,798	千円	千円 229,217	千円 1,776,015	千円 212,358	千円 1,988,373	
補 正 前	(1,607)	1,545,887		229,217	1,775,104	212,358	1,987,462	
比 較	(1)	911		0	911	0	911	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
報 酬	千円 911	1	その他の増減分	千円 911	千円	
職員手当	200	1	その他の増減分	200	超過勤務手当 200	